

公益財団法人香川県国際交流協会の共催及び後援等に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人香川県国際交流協会（以下「協会」という。）が、他団体と共催する事業及び他団体が行う事業の後援等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、その事業の実施に当たり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援等とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

(承諾の基準)

第3条 共催・後援等（以下「共催等」という。）の承諾は、次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の主催者についての承諾基準
 - ア 国、地方公共団体又はその関係団体
 - イ 国際交流団体
 - ウ 学校等の教育機関（専門学校を含む）
 - エ 公益団体（実行委員会を含む）、賛助会員（団体会員のみ）
 - オ 新聞、テレビ等の報道機関
 - カ その他理事長が認めるもの
- (2) 事業目的及び内容についての承諾基準
 - ア 県民の国際理解を深め、国際交流・国際協力の促進に寄与するものであること。
 - イ 多文化共生社会の構築又は外国人住民の支援に寄与するものであること。
 - ウ 県内で実施する事業で、かつ、広く県民に公開されるものであること。
 - エ 営利又は商業的宣伝意図を目的とする事業でないこと。
 - オ 政治的活動又は宗教的活動を目的としない事業であること。
 - カ 公共の安全又は善良な風俗を害するおそれのある事業でないこと。
- (3) その他の承諾基準
 - ア 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - イ 過去に共催等をしたものにあつては、承諾の内容や条件が遵守されているものであること。

(承諾の手続き)

第4条 共催等の承諾は、次の各号に掲げる手続きによるものとする。

- (1) 共催等の承諾を受けようとするものは、あらかじめ別記様式第1号により、原則として3週間前までに申請を行うこと。
- (2) 承諾の通知は、別記様式第2号による。
- (3) 事業を行うに当たり、違法または著しく公益を害する等、理事長が不相当と認める行為があったときは、承諾を取り消すことができる。

(報告)

第5条 共催等の承諾を受けた事業者は、別記様式第3号により、原則として、事業実施後1カ月以内に事業実施報告を行うこと(ただし、事業実施会場が香川国際交流会館である場合を除く)。

附則

この要領は、平成27年11月8日から実施する。